

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年5月17日付けで行った、「医療法第25条に基づく立入検査（〇月〇日）の結果について（平成〇〇年〇月〇日決裁狭保第〇〇号）」（以下「本件対象文書」という。）の部分開示決定のうち、次の情報について不開示と判断したことは妥当である。

- （1） 様式3 医療従事者名簿（以下「医療従事者名簿」という。）の医師の勤務日及び勤務時間（以下「勤務時間等」という。）
- （2） 様式6 立入検査指導事項（以下「立入検査指導事項」という。）の検査項目及び指導内容（以下「指導内容等」という。）

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、平成30年3月22日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇〇〇〇〇病院の移転先の立入検査で医師・看護師のわかるもの」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、本件対象文書を特定した。
- （3） 実施機関は、平成30年5月17日付けで、次のアからセまでの部分を不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 様式5 従事者調査表の病棟数、直近1年間平均入院患者数等及び従事者数
 - イ 立入検査指導事項のうち指導内容等
 - ウ 様式10-1 従事者数調べのうち、入院患者数、外来患者数、外来患者の取扱い処方せん数及びこれらの数をもとに算出された計算途中の値

- エ 医師数集計表の個々の人員、時間及び1週の勤務時間並びに時間の合計
- オ 看護職員集計表の部門名、部門ごとの職員数及び病棟全体の職員数
- カ 立入検査口頭指導メモのうち講評及びその他
- キ 立入先病院の概要のうち昨年度患者数の注意書き及び苦情、院内感染及び医療事故の状況並びにその他
- ク 相談記録内容
- ケ 医療従事者名簿の部署、診療科、院内役職名、氏名、生年月日、免許の登録番号及び登録年月日、採用年月日、常勤・非常勤の別、勤務時間等、社会保険加入番号、備考等（※管理者の役職名及び氏名は除く）
- コ 第1表 施設表のうち1日平均入院患者数、1日平均外来患者数、1日平均外来患者に係る取扱処方せん数、従業者数、設備概要、業務委託、医療法に基づく許可の状況
- サ 様式2 業務委託状況調査表、様式4-1 入院・入院外患者の動向（直近の状況）、入院・入院外患者の動向（平成28年度）のうち延患者数、1日平均、診療実日数、備考
- シ 様式13 病院自主検査表のうち病院名及び救急病院の認定期限以外の自主検査結果部分
- ス 就業規則及び非常勤職員の常勤換算
- セ 平面図

(4) 審査請求人は、実施機関に対し、平成30年8月15日付けで本件処分のうち、次のアからウまでを不開示とする処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- ア 医療従事者名簿の医師名
- イ 医療従事者名簿の医師の勤務時間等
- ウ 立入検査指導事項の指導内容等

(5) 当審査会は、本件審査請求について、平成30年12月6日に実施機関から条例第24条に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

- (6) 当審査会は、平成30年12月27日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成31年1月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、医療従事者名簿の医師名、勤務時間等及び指導内容等を不開示とした決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

不開示部分のうち、医師名は病院内に掲示があり、また、勤務時間は、医師数集計表（保健所作成）と同様、保健所で作成（整理番号なし）し、ランダムに行えば個人情報を守られる。

指導内容が違反、要望でも改善を指導するものであり、不開示の必要性はない。

〇〇市の情報公開の〇〇〇〇〇病院の工事検査指示書の例がある。

〇〇〇〇〇病院は一般外来を持たず、グループの〇〇〇〇〇が外来の役目を代行していて、医師が勤務している。この点を立入検査は見逃している。

医療法の院内掲示義務第14条の2により見やすいよう掲示しなければならないのに、〇〇〇〇〇病院は広場ではなく、廊下にA3 6枚程の紙に小さな文字で掲示されていた。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、原則年1回、所管区域内の病院及び療養病床を有する診療所（以下「医療機関」という。）に対し、医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）を行っている。

この立入検査は、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、

病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的としている。

本件対象文書は、立入検査を実施するに当たり、事前に医療機関に対して資料の作成及び提出を求めたものを含む、立入検査の結果が記載されている文書である。

(2) 本件処分のうち本件審査請求に係る処分について

ア 医療従事者名簿の医師名

医療従事者名簿の医師名は、個人に関する情報であり、公にすることにより医療機関における各医師の勤務状況等が明らかになるため、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第10条第1号に該当する。また、同号ただし書に規定する不開示情報から除かれるべきものにも該当しない。

また、医療従事者名簿は、法人に関する情報であり、公にすることにより、病院の運営状況・経営状況が明らかとなり、他の病院との優劣が比較される可能性が生じるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当する。

さらに、医療従事者名簿を公にすることにより、立入検査において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第10条第5号に該当する。

以上の理由により、医療従事者名簿の医師名について不開示情報と判断したが、審査請求人が主張する「医師名は病院内に掲示があり」とする事実を認め、医療従事者名簿の医師名は開示としたい。

イ 医療従事者名簿の勤務時間等

前記アと同様の理由により不開示とした。

なお、医師の勤務時間は、医師数集計表（保健所作成）と同様、保健所で作成（整理番号なし）し、ランダムに行えば個人情報を守られるとする審査請求人の主張は、公文書開示請求時点では存在しない新たな文書の作成を前提としたものであり、本件開示請求の対象外の主張である。

ウ 立入検査指導事項の指導内容等

法人等に関する行政指導文書は、法人の「権利や利益を害するおそれ」がある

とする裁判例が一般的である。本件についてみるに、当該指導文書は立入検査対象機関に弁明の機会が与えられたものでもなく、これが公にされることによって、病院が重大な法令違反を犯しているような印象を与え、社会的信用を低下させる等の風評被害を招くおそれがある。また、医療機関は医療法に基づき、広告することが制限されており、他の医療機関との競争にはこの風評被害の影響が極めて大きいといえる。

立入検査では、地域住民に安全で安心できる医療を提供するために、医療機関の一層の充実を図るための一方的な助言を行うこともある。この助言により、医療機関が風評被害に遭うことは立入検査の趣旨を損ねる可能性も否定できない。

また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要なものとまでは認められないため、条例第10条第2号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 立入検査について

医療法第25条第1項は、都道府県知事は、その職員に、医療機関に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備又は診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めている。

埼玉県保健医療部は「医療法第25条に基づく立入検査実施要領」（以下「要領」という。）を作成し、医療機関に対して原則年1回の立入検査を行い、その結果、改善が望ましいことなどが認められた場合には、行政指導等を行っている。

厚生労働省は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」において、立入検査の目的を、「病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査をすることにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとする」として

(2) 本件審査請求について

本件開示請求に対して、実施機関は、請求に係る病院に対する立入検査の結果に

関する文書を特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分のうち、医療従事者名簿の医師名及び勤務時間等並びに立入検査指導事項の指導内容等についての不開示決定を取り消し、開示することを求めて本件審査請求を行った。

(3) 本件審査請求に係る文書について

ア 医療従事者名簿

医療従事者名簿は、立入検査を行う際に、要領に基づき、医療機関に作成を求めるものである。実施機関によれば、その用途は、立入検査に関しての検査項目の一つでもある医師等の充足状況等を確認するものであり、この名簿には対象医療機関に勤務する医師をはじめとする看護師、薬剤師その他全ての職員について記載されているとのことである。

その記載内容は次のとおりである。

- ① 職名
- ② 部署
- ③ 病院名
- ④ 整理番号
- ⑤ 診療科
- ⑥ 院内役職名
- ⑦ 氏名
- ⑧ 生年月日
- ⑨ 免許に関する情報
- ⑩ 採用年月日
- ⑪ 常勤・非常勤の別
- ⑫ 勤務時間等
- ⑬ 社会保険加入番号
- ⑭ 備考

実施機関は、①職名、③病院名及び④整理番号についての項目名及びその内容

を開示し、②部署及び⑤診療科から⑭備考までについては項目名のみを開示し、内容については不開示とした。これらのうち、審査請求人が不服を申し立てているのは、職名が医師の者についての⑦氏名及び⑫勤務時間等である。

イ 立入検査指導事項

立入検査指導事項には、立入検査の結果、法令違反とはいえないが医療機関の管理運営上改善が望ましい事項であって、開設者、管理者等に対し指導するものが記載されている。

なお、指導を行った事項については、改善結果等の報告を求めるものではないが、当該文書を相手方にも交付し、次の立入検査の機会等に改善状況を確認するものとされている。

その記載内容は次のとおりである。

- ① 医療機関名
- ② 相手方の職・氏名
- ③ 実施年月日
- ④ 保健所名
- ⑤ 検査項目
- ⑥ 指導内容

実施機関は、①医療機関名から④保健所名までについての項目名及びその内容を開示し、⑤検査項目及び⑥指導内容については項目名のみを開示し、内容については不開示とした。⑤検査項目は、要領別紙1「病院検査基準」等に記載されている項目のうち、該当する事項が記載され、⑥指導内容は、適宜内容を記載することとなっている。

これらのうち審査請求人が不服を申し立てているのは、⑤検査項目及び⑥指導内容の内容である。

(4) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件処分のうち、前記2(4)アからウまで以外の不開示情報については不服を申し立てていないことから、前記2(4)アからウまで以外の情報

を不開示とした処分の妥当性について当審査会としては判断しない。また、医療従事者名簿の医師名について、実施機関は本件審査請求を受け、審査請求人の主張を認める旨の主張をしており、争いがないことから、医師名を不開示とした処分の妥当性についても当審査会としては判断しない。

ア 医療従事者名簿の勤務時間等の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（・・・略・・・）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とし、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くものとしている。

実施機関は、勤務時間等について、公にすることにより、医療機関における各医師の勤務状況等が明らかになり、個人の権利利益を侵害するおそれがあると主張する。

医療従事者名簿の医師氏名は開示が妥当であるとの実施機関の判断を前提に考察すると、勤務時間等については、これを開示することにより、特定の医師の勤務日ごとの勤務時間が明らかとなり、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に、勤務時間等と医療法第14条の2に基づく病院内掲示義務がある情報との異同について検討すると、掲示義務がある「医師の診療日及び診療時間」とは、医療機関が外来患者向けの診療案内として掲示する情報である。一方、勤務時間等には、医療機関における特定の医師が実際に勤務した勤務日等が記載されており、「医師の診療日及び診療時間」とは異なるものである。

このため、本号ただし書イに規定する「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえず、また、同号ただし書ロ又はハに該当するとは認められない。

以上のことから、医療従事者名簿の勤務時間等について条例第10条第1号に

該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、条例第10条第1号のみの判断により、不開示情報該当性が認められるため、実施機関の主張する同条第2号及び第5号の該当性について判断するまでもない。

イ 立入検査指導事項の指導内容等の条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人の運営上の地位を広く含むものと解される。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

また、条例第10条第2号ただし書により、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、たとえ法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあつても開示が必要な場合がある。これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

実施機関の説明によれば、立入検査指導事項には、法令違反とまではいえないが、医療機関の管理運営上改善が望ましい事項について、開設者、管理者等に対し、指導することが記載されており、また、当該指導内容等の有無及び内容については公表していないとのことである。さらに、これらの事項については次回の立入検査時に状況を確認することにとどまり、医療機関に改善の報告を求めるも

のではない。

このように、立入検査指導事項とは、法令違反に対する指導ではない行政側の助言的な指導について記載されている文書であるが、不開示とした指導内容等を開示した場合には、医療機関において法令違反等の不適切な行為があったのではないかと憶測され、その結果、患者及び関係者からの信用や信頼が失われ、医療機関の社会的評価の低下を招く可能性も否定できず、医療機関の事業運営上の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるものとは認められず、同号ただし書にも該当しない。

したがって、立入検査指導事項の指導内容等について、条例第10条第2号に該当し不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、甲原 裕子、鈴木 陽子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年12月 6日	諮問（諮問第316号）を受け、弁明書の写しを受理
平成30年12月27日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第139回審査会）
平成31年 1月23日	審査請求人から口頭意見陳述聴取及び審議（第三部会第140回審査会）
平成31年 2月20日	審議（第三部会第141回審査会）

平成31年 3月20日	審議（第三部会第142回審査会）
平成31年 4月11日	審議（第三部会第143回審査会）
令和元年 6月 7日	答申